

## 越前市ソーシャルネットワーキングサービス運用ガイドライン

### 1 目的

このガイドラインは、越前市(以下「市」という。)が越前市情報セキュリティ対策に関する規則(平成27年越前市規則第2号)にのっとりソーシャルネットワーキングサービス(以下「SNSという。))を活用し、市に関する事業、催し、市の魅力及び災害等の緊急情報などを広く一般に提供するための基本原則とトラブルへの対応等について定める。

### 2 SNSの定義

フェイスブック、エックス、インスタグラムなどインターネット上のサービスを利用して、双方向で情報のやりとりを行うことができる情報伝達媒体をいう。

### 3 SNSの運用全般に関すること

(1) SNSの運用は、原則として所属単位で当該SNSの運営者が発行するアカウントを取得して行う。ただし、利用者の便宜を図るために必要と認められる場合は、複数の所属に共通するテーマ等を定めた上で一つのアカウントを取得し、運用することも可能とする。

(2) SNSを運用しようとする所属の長は、あらかじめ越前市SNS運用方針(別記様式)(以下「運用方針」という。)をアカウントごとに作成し、当該アカウントのプロフィール画像を添えて経営戦略室に提出する。

(3) 運用方針には、運用を行うに当たって周知すべき事項として、次に掲げる事項を定める。

ア 運用するSNSの種類

イ アカウント名、URL(ウェブサイトのアドレス)

ウ SNSによる情報発信の目的及び内容

エ 投稿等を行う運用時間(緊急時の運用)

オ 運用管理責任者・投稿者

カ 留意事項(フォロー、コメントへの返信など)

キ 問合せ先

(4) 市ホームページ内に、このガイドライン及びアカウントごとの運用方針を掲載する。

(5) 取得したアカウントへのログインパスワードの設定に当たっては、推測されやすいものは避け、第三者に知られることのないように厳重に管理し、定期的に変更する。

### 4 書き込み等に関する事項

(1) 書き込み等は、3で定める手続きを経たアカウント(以下「公式アカウント」という。)を使用し、原則として勤務時間内であって運用方針において定める運用時間内に行う。ただし、緊急時などやむを得ない場合の運用について運用方針で定めた場合は、その定めるところによる。

(2) 書き込み等を行う職員は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 書き込み等を行う情報は正確に記述するとともに、内容について誤解を招かないよう十分に注意すること。

イ ウェブアクセシビリティに配慮すること。

ウ 著作権、商標権、肖像権、個人情報保護等に関する法令を遵守すること。

エ 利用者の投稿を引用し、又は第三者が管理し、若しくは運用するページへのリンクを掲載するときは、当該投稿又は掲載するリンク先のページの内容を信頼性のあるものとして受け取られる可能性があるため、慎重に行うこと。

オ 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)その他職員の服務に関する法令等を遵守することはもとより、市職員としての自覚と責任を持つこと。

(3) SNSを運用する所属の長は、職員が、(1)又は(2)に抵触する書き込み等を行うことのないよう、十分な監督を行う。

## 5 利用上の遵守事項

利用者は、市のSNSの利用に際して次に掲げる行為又はそのおそれがある行為をしてはならないものとする。

(1) 法令等に違反する行為又は違反するおそれがある行為

(2) 公序良俗に反する行為

(3) 人権侵害となる行為

(4) 市、特定の個人、団体等を誹謗中傷する行為

(5) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいする行為

(6) 営業活動、政治的活動、宗教的活動その他営利を目的とする行為

(7) 虚偽又は事実と異なるものを記載する行為

(8) 市、利用者又は第三者の保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害する行為

(9) 市、利用者又は第三者に不利益を与える行為

(10) 有害なプログラムを使用若しくは提供する行為又はそのおそれがある行為

(11) 他の利用者、第三者等になりすます行為

(12) その他、市が不適切と判断した行為

## 6 知的財産権

(1) 市のSNSに掲載されている内容(写真、イラスト、文章等)に関する知的財産権(著作権等の諸権利)は、市又は原作者に帰属する。

(2) 市のSNSの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為を除き、市に無断で転載等を行うことはできないこととし、引用等を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること。

## 7 免責事項

市のSNSに関する免責事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市は、利用者がSNSを利用したこと又は利用できなかったことにより被った損害について、一切の責任を負わない。

(2) 市は、SNSの掲載情報の正確性については万全を期すこととするが、情報の正確性、完

